

5 宮窪町の主な災害

分担金 二九七万九千円

愛媛県東予地区に位置する宮窪の災害は干害、高潮、台風に伴う暴風雨の災害は周辺の東予地区と同様な広範囲に亘る災害となる場合が多い。

県史では、明治六年の干害と風水害記録が最初である。藩政時代の災害は記載されていないが、明治四十二年郷土誌に藩政時代の災害記録がある。以下、原文のまま年代順に概略を記す。

(1) 藩政・明治年代の災害

変 災

一、顯著ナル天変地異及其他ノ災害並ニ其影響等
嘉永六年（一八五三）六月自二日至九日、一週間降雨
打続キ所々ノ山々崩潰セリ、大字友浦ノ山田池決潰
シ、被害ノ田畑数町歩ニ及ヒ、村民之ガ復旧ヲ為ス能
ハズ、時ノ勘定所直轄普請トナセリ、

安政元年（一八五四）十一月五日午後五時頃ヨリ夜
半迄激震、人家ノ壁及屋根瓦等墜落シ、或ハ家屋ノ半
潰等アリ、其他地面ニ諸所亀裂ヲ生ジ、人民ハ大抵假
小屋ヲ設ケ四十五日間避難ス、世ニ之ヲ寅ノ年ノ大地
震ト云フ、爾後年末迄微震止マラザリシト、

文政三年（一八二〇）大旱魃アリ、雨降ラザルコト
凡百日間、本島各村ノ農民大字友浦神路渡明神社ニ集
リ、十日間雨乞ノ折袴ヲ成シ手踊ノ余興アリ、其際大
山村田之浦小左治ナル者音頭出ニ堪能ナルヲ以テ藩廳
ヨリ受賞セラレタリト云フ、

吉海町椋名の元庄屋柳原家の古文書によると、明治五年
（一八七二）二月六日より三月六日まで一か月の長期に亘り
断続的な地震が起こり、人々を恐怖に陥れたとある。寅年
の大地震より十八年後の事であった。

明治六年（一八七三）大干害と風水害、
愛媛県下は未曾有の干害と風水害に襲われ、大きな被害
を受けた。

この年二月ごろから降雨なく、五、六月になっても雨は
なく、稲播種の養水を得ることができず、県下一円深刻な
水飢饉の様相を呈して来た。数万町歩の田地は干上がって
亀裂を生じ、泉水を汲んで田植をしても枯萎し、そば・
大小豆などを播いても炎日のため生育しなかった。特に島
嶼部においては酷烈で、農業用水はもとより、井戸水も滴
れて飲料水にも窮する状態であった。

長い干天のあと八月二十九日大雨となり、干天の慈雨と
喜ぶまもなく、昼ごろには大暴風雨となった。特に被害の
大きかった今治村では激浪のため防潮堤が決壊し、家屋の

流出六〇戸、破壊四八戸、被災者一七三人であった。

明治十七年風水害

八月十日及び二十五日台風が西日本を襲った。宮窪においても多大の被害があった。詳細は不明だが、友浦上の浜・大崎・鹿老渡は田畑・家屋流失が多かった。

時の戸長藤田泰治が救助金一円を寄附して県知事関新平より褒状を貰った。しかし当時の戸長一人だけが寄付したとは思えないが、有志幾人が寄附したか不明である。それにしても当時の一円は大きな金額であった。

明治二十六年風水害

十月十四日の台風は、東予・中予被害が激甚で、明治期で最大の災害であった。宮窪町では大川流域の田畑の被害は多大であった。

明治三十二年風水害

八月二十八日の台風は東予地方は山間部で豪雨となり、宇摩、新居郡、特に別子銅山では大規模な山崩れが続出し、死者五十二人、家屋倒壊一二二戸等の惨状を呈した。別子銅山はその施設設備に大損害を受けた。

明治三十八年水害

道路・橋梁の破損十八か所の被害を受けた宮窪村では、年間予算の六割強に当たる二二三〇円余を借り入れ、災害復旧に使っている。

(2) 大正・昭和初期の災害

大正二年(一九一三) 高潮被害

宮窪海岸の家屋は浸水し、江口・新開附近の田は出穂前であったため、海水冠水によって枯死してしまった。

昭和九年(一九三四) 干害と室戸台風

五月以降から降雨量非常に少なく、県下では稲の値付不能は一十町歩、遅延するもの一万町歩以上となった。八月末まで夏型天候が続き大干害となった。宮窪町では大川筋に跳ね釣瓶が立並び、稲田へ水を汲み揚げる作業は昼夜の別がなかった。

こうした矢先の九月二十一日、四国・関西地方は超大型台風室戸台風の猛威にさらされた。東予地方は三〇〇ミリ〜一五〇〇ミリの降雨と三〇メートル以上の暴風雨となった。

昭和十四年干害

七月初めから夏型の気圧配置で、西日本では高温寡雨で稲の値付不能七八二町歩、収穫皆無四二一七町歩であった。

宮窪町も例外ではなく、植付はしても後の水不足で収穫皆無田もあったが、向側部落の共同耕作は特筆されることと思われる。その方法は脇田農事実行組合、法金農事実行組合が協力して、数原池掛りの水田耕作について池の

貯水のみで植付、その後の養い水を勘案し、減反共同耕作を行い被害を最小限度に食い止めた。その時の概況は次のとおりであった。

数原池掛り水田は七町六反余りであった。内三町六反余りに植付、秋の収穫は五十四石余であった。平年収穫の約五十五パーセントであった。これを不耕作田にも田の等級、地力、地主と小作の年貢割合等、複雑な分配方法で関係者全員納得の上、公平に現物を分配した。

昭和十五年未曾有の宮窪大水害

昭和十五年七月八日、宮窪地誌に記録のない大水害が宮窪を襲った。嘉永六年の水害以上の被害があった。その時の状況は写真・日記・言伝等によると大要次のごときものであった。

この年の梅雨は七月になっても容易に明けそうにもなく、毎日しとしと降り続いた。七月八日早朝三時頃より激しく降り出し、大島地区全域に豪雨となった。大山村田之浦・泊・宮窪村宮窪は特に激しく集中豪雨となった。それまで長雨の水を含んでいた山肌・傾斜地は山崩れ・崖崩れが続出した。引地の谷池が決壊した。宮窪中央を流れる大川の堤防が二箇所決壊し、濁流は渦を巻いて大道方面に流入した。大道・横町・波止周辺の家屋はほとんど床下浸水した。大川に掛る橋梁は宮下橋を初めほとんど流失、川筋

の宮窪盆地は土石流に埋まり、田畑は消失してしまった。家屋の全半壊も随所にあった。

雨は正午ごろには降り止んだが、谷池以外の池も決壊寸前であった。宮窪では死者はなかったが、大山村泊・田之浦では八名の死者が出たという。

この水害は県史には記録されていないので、大島地区に限られた局地災害であったことと考えられる。宮窪の水害状況について詳細な記録は見当たらないが、



昭和15年水害被害

この年の十月二十六日付村議会記録によると、災害復旧工事、耕地関係水害復旧工事として十五、十六、十七年度三箇年に亘り工事をした。その概要は次のごとくである。

昭和十五年度

国、県補助工事として町村道宮窪線、橋梁復旧、支流河川護岸復旧、堤防復旧等を施行した。

- 道路復旧工事箇所 十三箇所
 - 橋梁復旧工事箇所 三箇所
 - 護岸復旧工事箇所 五箇所
 - 堤防復旧工事箇所 一箇所
 - 国、県費補助金 二万二八〇円
 - 村負担金 七八七二円
 - 総工費 二万九一五二円
- 昭和十六年、十七年度
- 国、県補助工事として耕地関係水害復旧工事を施行した。
- 道路復旧工事箇所 十五箇所
 - 水路復旧工事箇所 十二箇所
 - 護岸復旧工事箇所 八箇所
 - 池復旧工事箇所 十三箇所
 - 橋梁復旧工事箇所 一箇所
 - 国、補助金 四万四四六〇円

県、補助金 一万三九〇円
計 五万四八五〇円

計

公共施設復旧工事総額 八万四〇〇二円

公共施設の被害箇所については復旧工事等を施行しているため判然としているが、その他個人的被害については調査の有無すら不明である。例えば大川筋の流失した田畑の面積、家屋等の半・全壊、家畜（牛馬）の損害等については全く記録がない。

昭和十八年大水害

七月二十一日から二十四日にかけて降雨が続き、各地で記録的な豪雨となり、県史上で空前の大災害をもたらした。四日間の降雨量宇和島九四〇ミリ、松山五四〇ミリ、東予地区三〇〇ミリ、四〇〇ミリであった。八幡浜・松山・今治間の鉄道も不通となり、大洲盆地は一大湖水と化した。

この時、宮窪消防団は大島の他の四か村の消防団と共に勤労報国隊を編成し、下宇和村の堤防復旧工事に出動した。

(3) 戦後の主な災害

昭和二十年風水害、枕崎台風襲来

九月十七日午後八時四十分、松山測候所ではこの時瞬間最大風速四十二メートルであった。

昭和二十一年大地震、南海道大地震

十二月二十一日未明、南海道沖でマグニチュード八・一、震源地の深さ三十キロの大地震が発生し、県下では震度四〜五度の地震で、被害は県下一円に及び、死傷者五十八人、家屋の全半壊一三四三戸であった。地震後、瀬戸内海沿岸では地盤沈下が続き、その対策に追われることになった。

昭和二十三年大島地区の大旱魃

この年の干害による被害については県史に記録はない。全県下的な旱魃ではなかったであろう。

宮窪では向側数原池掛り水田で昭和十四年共同耕作の事例があるので、向側総代のもとで二回目の共同耕作が実施された。総反別七町一反余の内、三町八反余に植付けをなし、六十七石四斗余の収穫があり、六十二戸の農家に分配された。

昭和二十四年デラ台風

六月二十日午後十時三十分ごろ、薩摩半島南端に上陸、九州・四国は大暴風雨となり、県下では海上・沿岸で被害が続出した。

政 第1章 町 政
これまで台風来襲の場合、台風が日本列島に上陸した地点の名称を台風名としていたが、この台風から英語の女性名を付するようになった。昭和二十八年からは南太平洋に発生した順に番号をつけた。

昭和二十五年七月二十日 グレイス台風
七月二十七日 ヘンリー台風
九月五日 ジェーン台風
九月十三日 キジャ台風
この年は外に豪雨・突風などがあり、局地的に被害があった。宮窪ではキジャ台風の際、戸代で瓦製造工場が倒壊し、そのため事業を中止した。

昭和二十六年七月二日 ケイト台風

十月十四日 ルース台風

県下では佐田岬灯台で瞬間風速六八・九メートルを観測した。我が国の地上観測では最大のものであった。東・中予の沿岸と島嶼部では高潮と風波による被害が続出した。

宮窪は半壊六二八戸、流失二〇二戸、船舶の沈没・流失五六五隻、田畑埋没五〇三町歩であった。被害の大きかった今治市外四市十四か町村が災害救助法の適用を受けた。

昭和二十九年八月十八日 第五号台風

九月八日 第十三号台風

九月十三日 第十二号台風

九月二十六日 第十五号台風

二十九年は四度の台風が襲来し、第十二号台風は今治市外三市七町十五村に対し災害救助法が発動されるような被害をもたらした。

宮窪では十二号十五号による全町海岸線（護岸道路）の被害は甚大で、復旧工事完成までの間附近住民の通学通勤に多大の難渋を蒙った。

昭和五十一年九月十三日 台風七号

この台風でも被害は甚大であった。いつの場合でも被害箇所多くは海岸道路の石垣であった。海岸道路は県に移管され、道幅の拡張、パラペット工事等が行われ、漁港修築工事による防波堤、荷揚場が建設され、昔日の難渋からようやく開放されるに至った。

水害・干害・台風災害は数多く記録されているが、火災についてはほとんど記録がない。個々の家屋火災は年間一、二回発生したことがあったが、類延焼し大火災になった記録はない。

平成元年四月十六日の鶴島の山火事は、総面積の三分の一を焼失する大火災となったが、家屋や人身被害はなかった。

二 警察

1 近代警察制度

明治四年（一八七二）七月廃藩置県が発令され、「司法省」を置いて警察権の一元化を完成した。十二月には府県

兵制度を廃止、府県聴訟課の下に捕亡吏を設けた。この一連の改革は、軍事と警察の完全な分化と軍政警察時代から司法警察時代への転換を意味するものであった。

明治五年一月、松山県（この年二月松山県を石鉄県と改称した）捕亡吏を置き、四月には邏卒を配置した。捕亡吏は犯罪の捜査など主として司法警察を任務とし、邏卒は犯罪予防・人民保護など行政警察を担当した。

明治六年二月、石鉄県・神山県を合併して愛媛県とも捕亡吏と邏卒の二元取締り体制は継続された。邏卒は松山・今治・大洲・宇和島の四屯所と十二の支屯に配置され、「懇ニ人民ノ安寧ヲ警保スル」ことを任務として昼夜巡邏した。同年十一月内務省が設置され、警保局が生まれてから、内務省の権限は国内の行政権を完全に握る膨大な官庁機構となり、警察はその中で重要な局となった。ここに、内務大臣―府県知事―警察総監―警察部長―警察署長を結ぶ国家警察制度が確立された。

明治八年三月「行政警察規則」が制定され、警察の職務として、

- 一、人民の防護
- 二、放蕩淫逸の制止
- 三、健康の看護
- 四、国法を犯そうとする者の探索警防